

議案第41号

市長の専決処分事項の承認を求めることについて

大田原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成30年6月11日提出

大田原市長 津久井 富雄

専決第6号

専 決 処 分 書

大田原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定については、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月31日

大田原市長 津久井富雄

大田原市都市計画税条例の一部を改正する条例

大田原市都市計画税条例（昭和38年条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第13項の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「附則第4項から第8項まで」を「附則第5項から第9項まで」に改め、同項第1号中「平成27年度 当該」を「平成30年度 当該」に、「平成27年度分」を「平成30年度分」に改め、同項第2号中「平成28年度 当該」を「平成31年度 当該」に、「平成28年度分」を「平成31年度分」に改め、同項第3号中「平成29年度 当該」を「平成32年度 当該」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第12項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項中「第17項」の次に「、第18項、第20項」を加え、「若しくは第45項」を、「、第45項若しくは第48項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「附則第4項及び第6項」を「附則第5項及び第7項」に、「附則第4項及び第7項」を「附則第5項及び第8項」に、「附則第5項、第7項及び第8項」を「附則第6項、第8項及び第9項」に、「附則第7項から第9項まで」を「附則第8項から第10項まで」に、「附則第9項」を「附則第10項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項の前の見出し及び同項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「附則第4項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「附則第4項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第6項中「附則第4項」を「附則第5項」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第4項の前の見出し及び同項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第3項の次に次の1項を加える。

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

4 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第11項の改正規定（「若しくは第45項」を「、第45項若しくは第48項」に改める部分に限る。）は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成30年法律第22号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の大田原市都市計画税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。